

計画の基本理念

～支え合い、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～

第9期計画においては、第8期に引き続き、総合計画の健康・福祉分野の目標「～支え合い、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～」を基本理念として位置づけ、市民の皆様、保健・医療・福祉の関係団体や事業者等との連携・協働により、高齢者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、各種事業を展開してまいります。特に、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、健康づくり、生きがいを支援する体制の構築を目指してまいります。

計画の位置付け・期間

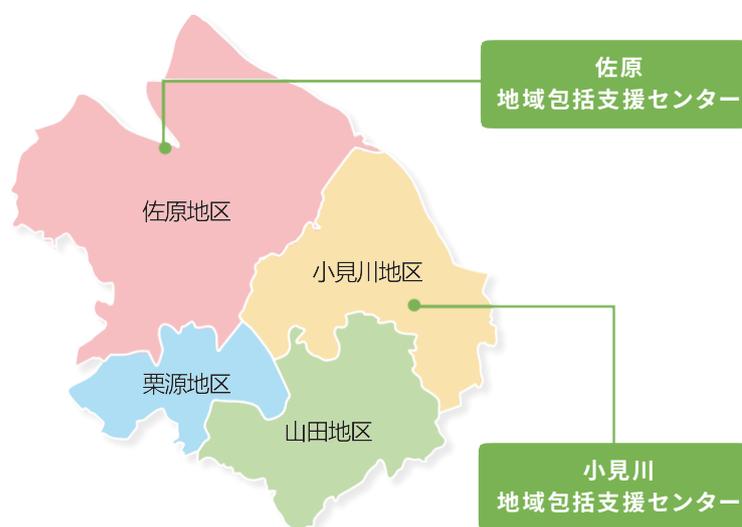
本計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画を総合的かつ一体的に策定します。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3カ年計画として策定します。また、高齢化率が上昇を続け、特に後期高齢者が増加することを見据えた、中長期的な視点による展望も示します。



日常生活圏域の設定

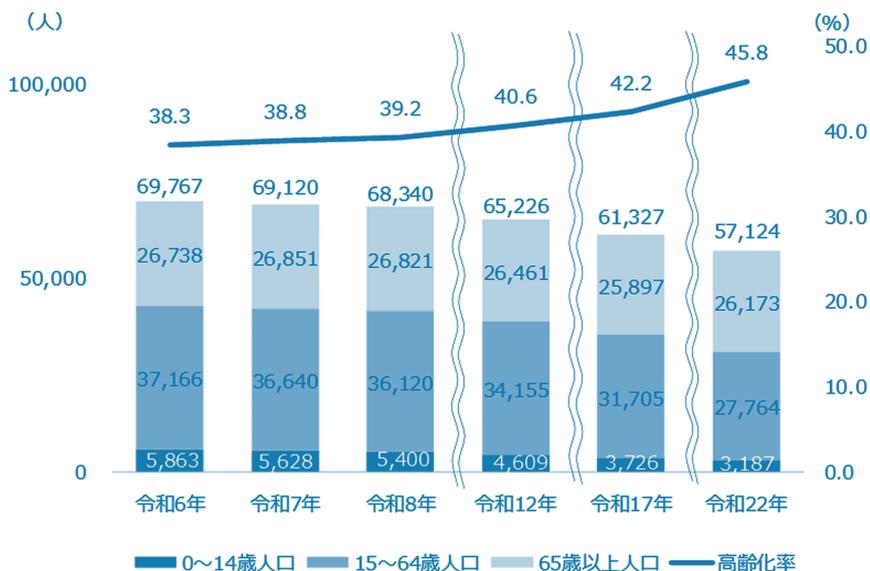
本市では、佐原地区、栗源地区、小見川地区、山田地区の4つの日常生活圏域を設定し、佐原地区と栗源地区を担当する佐原地域包括支援センターと、小見川地区と山田地区を担当する小見川地域包括支援センターの2カ所の地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築を推進します。



高齢者人口等と要介護（要支援）認定者数の今後の見通し

(1) 高齢者人口等の今後の見通し

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和3年をピークに減少に転じます。一方、人口の高齢化率はさらに上昇し、令和6年には38.3%、令和12年以降は40%を超えることが予測されています。



総人口と年齢階層別人口の推計

(2) 要支援・要介護度別認定者数の推計

要支援・要介護度別認定者数は令和7年度には4,760人、令和12年度には4,831人まで増加する見込みですが、その後減少に転じることが予測されています。



要介護（要支援）度別認定者数の推計

本計画で取り組むこと（施策の展開）

基本目標1

介護予防・健康づくりの充実

高齢者が元気に自立した生活を継続できるよう、介護予防の取り組みを推進するとともに、健康づくりや趣味の活動への参加を促進し、地域のなかでコミュニケーションの機会を広げていきます。また、高齢者を地域の貴重な人材として位置づけ、有償・無償のボランティア活動への参加を呼び掛けていきます。

基本施策		取り組み項目
1. 介護予防の充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者健康体操の普及 ② 介護予防の普及・啓発 ③ 地域サロンの実施 ④ 介護予防サポーターの養成 ⑤ 壮年期からの介護予防の推進
2. 健康づくりの促進強化	(1) 健康的な生活習慣の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民参画による健康づくり活動の推進 ② 運動による健康づくりの推進 ③ こころの健康づくりの推進 ④ 食育健康推進員の活動支援
	(2) 疾病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 各種検（健）診体制等の充実 ② 健康教育の推進 ③ 健康相談体制の充実 ④ 感染症予防対策の推進 ⑤ 精神保健福祉対策の推進 ⑥ 難病患者の支援 ⑦ 歯科保健対策の推進
3. 生きがいづくり・社会参加の充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者クラブ活動の推進 ② 既存施設の有効活用 ③ 生涯学習の推進 ④ スポーツ活動の推進 ⑤ 高齢者の就労促進
4. 生活支援サービスの充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者等移送支援サービス助成事業 ② 高齢者福祉タクシー事業 ③ 高齢者短期入所事業 ④ 緊急通報装置設置事業 ⑤ 多様な生活支援サービスの確保・推進 (介護予防・日常生活支援総合事業の充実) ⑥ 紙おむつ購入費の支給（市特別給付）

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の人材を確保するとともに、資質の向上に努めていきます。また、他機関との連携を図り、地域包括支援センターの機能や体制を強化するとともに、在宅医療と介護の連携を進めます。さらに、地域共生社会の実現に向け、見守りネットワーク等を通じた住民主体の助け合い、支え合いの地域づくりを推進します。

基本施策		取り組み項目
1. 地域包括支援センターの機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターの体制整備 ② 関係機関との連携強化 ③ 高齢者等の総合相談窓口としての周知及び機能強化 ④ 重層的支援体制整備事業による他福祉分野との連携促進
2. 医療・介護の連携推進		<ul style="list-style-type: none"> ① 在宅医療に関する情報提供 ② 在宅医療・福祉・介護従事者の連携体制の充実 ③ 効率的な医療提供のための多職種連携 ④ 医療提供体制の充実 ⑤ 在宅医療・介護従事者の人材育成
3. 助け合い・支え合いのまちづくり	(1) 地域づくりの支援・福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 香取市見守りネットワーク事業 ② 民生委員・児童委員活動の支援 ③ 社会福祉協議会との連携強化 ④ ボランティア活動の促進 ⑤ 住民参加の促進
	(2) 生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様なサービス提供主体の連携推進 ② ニーズに合った生活支援サービス提供の支援 ③ 生活支援コーディネーター配置
	(3) 福祉意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校における福祉教育の充実 ② 広報活動の充実



認知症に関する情報提供の強化や相談体制の充実により、認知症の予防・支援を推進するとともに、認知症カフェや認知症サポーターなどの活動を通じて、地域ぐるみの支援体制を強化していきます。また、成年後見制度の利用促進と虐待防止の推進とともに、災害時の支援体制や移動手段の確保等による、安心して快適な生活環境づくりを推進します。

基本施策		取り組み項目
1. 認知症支援対策の充実		<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症に関する知識の普及や情報提供の充実 ② 相談体制の充実 ③ 認知症に関する地域支援体制の構築 ④ 認知症高齢者家族への支援 ⑤ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業 (どこシル伝言板)
2. 介護家族への支援		<ul style="list-style-type: none"> ① 介護家族への支援
3. 権利擁護の推進		<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護の推進 ② 成年後見制度の周知・利用支援
4. 住まいと 安心・安全な 環境の充実	(1) 高齢者にやさしい 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者向け住宅の供給検討 ② 入所事業の推進 ③ 住まい情報の提供
	(2) 安心・安全な 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物、道路等の整備 ② 交通安全教育の推進 ③ 移動手段の確保 ④ 災害時の支援体制の整備 ⑤ 香取市避難行動要支援者台帳システム事業 ⑥ 消費生活に関する被害防止の推進 ⑦ 防犯意識の啓発



支援が必要な高齢者に対して、適切な介護保険サービスが受けられるよう、介護保険サービスの提供体制の確保と介護保険事業の健全で円滑な運営を推進します。

基本施策	取り組み項目
<p>1. 介護保険サービスの充実</p>	<p>(1) 居宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問介護（ホームヘルプサービス） ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ③ 訪問看護・介護予防訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護（デイサービス） ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護 ⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護 ⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ⑫ 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 ⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修 ⑭ 居宅介護支援・居宅介護予防支援 <hr/> <p>(2) 地域密着型サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ② 夜間対応型訪問介護 ③ 認知症対応型通所介護（デイサービス）・介護予防認知症対応型通所介護 ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護 ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ⑧ 看護小規模多機能型居宅介護 ⑨ 地域密着型通所介護（デイサービス） <hr/> <p>(3) 施設サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ② 介護老人保健施設 ③ 介護医療院
<p>2. 適正なサービスの質をもつ提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険サービスの質の向上への取り組み ② 介護給付適正化事業の推進 ③ 介護人材の確保に向けた取り組み ④ 介護保険サービス等の情報提供の充実 ⑤ 介護支援専門員等の研修会等の開催／苦情等への対応 ⑥ 介護認定業務の円滑な運営 ⑦ 低所得者等の負担軽減

第9期事業計画期間（令和6年度から令和8年度）における保険料段階設定

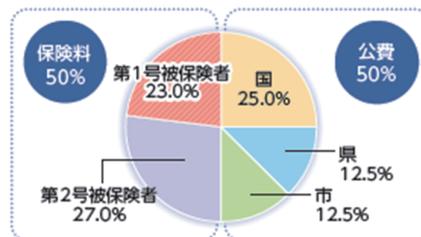
第1号被保険者の保険料段階設定は下記のとおりとします。なお括弧内は、低所得者保険料軽減措置前の基準額に対する割合及び額です。

所得段階	対象者	基準に対する割合	年間保険料額(円)
第1段階	・生活保護を受給している人 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	18,800 (30,000)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685)	32,000 (45,200)
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	0.685 (0.690)	45,200 (45,500)
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.850	56,100
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.000	66,000
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.120	73,900
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.250	82,500
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.400	92,400
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	112,200
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	125,400
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	138,600
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	151,800
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	158,400

介護保険料はみんなで負担し合う仕組みです。

介護保険制度は、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料と公費（国・都道府県・市町村）を財源に運営されています。

また、第1号被保険者（65歳以上の人）の負担割合は23%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）の負担割合は27%となります。



香取市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画〈概要版〉

令和6年3月発行

香取市福祉健康部高齢者福祉課

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地 TEL:0478-50-1208 FAX:0478-79-6160 E-mail:kaigo@city.katori.lg.jp